

第25回革新的研究開発推進会議 議事概要

- 日 時 平成28年12月8日(木) 11:39～12:04
- 場 所 中央合同庁舎8号館 6階623会議室
- 出席者 久間議員、原山議員、上山議員、内山田議員、大西議員、小谷議員、
十倉議員、橋本議員
- 事務局 山脇統括官、生川審議官、進藤審議官、松本審議官、柳審議官、
佐藤参事官、福嶋参事官

○ 議事概要

午前11時39分 開会

- 久間議員 それでは、第25回革新的研究開発推進会議を開催させていただきます。

本日は、鶴保大臣、石原副大臣、豊田政務官が御欠席です。

議論は公開で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、プレスを入れてください。

本日の議題は、「I m P A C Tに関する規程の改定について」及び「PMによる研究開発機関の資金配分の変更及び研究開発機関の追加について」です。

まず、議題1ですが、I m P A C Tに関する規程の改定は、「革新的研究開発推進プログラム運用基本方針」、「革新的研究開発推進プログラム運用基本方針取扱要領」に定められております。

今回、I m P A C Tの知的財産権経費に係る経費の支出方法について変更する必要が生じており、それに関連する運用基本方針取扱要領の改定案について事務局から説明をしております。

- 福嶋参事官 御説明申し上げます。

議題1の関係の資料としてお配りさせていただいておりますのは、資料1-1、1-2、参考1でございますが、資料1-1に基づきまして御説明させていただきたいと思っております。

資料1-1、1ページ目を御覧ください。

I m P A C Tの運用基本方針に基づきまして、具体的な運用ルールを定めております取扱い要領、これが推進会議決定文書でございますが、知的財産権に係る取扱いに関する規程

改定についてお諮りするものでございます。先週の有識者会議に事前にお諮りしたものと同様の内容となっております。

資料1-1の1.概要の2パラ目を御覧ください。I m P A C Tにより得られた知的財産権につきましては、産業技術力強化法第19条、日本版バイドール規程によりまして、委託先の研究開発機関に帰属することを原則としております。また、プログラクマネージャー、PMが研究成果の権利化が重要であると判断した場合には、研究機関による権利化を促進するため、研究開発プログラム経費、直接経費、研究費から特許出願に係る知的財産経費を支出できる旨を規定しているところでございます。

しかしながら、研究費から知的財産経費を支出した際に、受託期間内に特許権が取得できない場合に、国立大学法人における会計基準上、どこの場合も同様ですが、支障を来す場合があることから今回研究期間による権利化を促進するための別の措置を講じる必要が生じるというものでございます。

どのような問題が生じるかについてですけれども、この1ページ目の下の※印を御覧いただきたいのですが、委託研究における研究費は研究開発機関が受託研究期間内に成果を出すことを目的に使用されることが原則でございまして、受託研究期間内に権利化が見込まれない特許の出願に支出することが会計処理上適切ではないと考えられ、具体的には国立大学法人の会計基準上、独法も同様なのですけれども、受託研究費により特許を出願いたしますと減価償却できない暫定的な資産、特許権仮勘定として計上されます。その後、特許が成立して権利化できた時点で償却可能な資産、特許権となり、その際特許権を100パーセント減価償却することによりまして、負債として立てております前受受託研究費が収益化できることになり、最終的に負債として残らないということになりまして、資産と負債がバランスするという処理を行うことになっているんですが、受託研究期間内に権利化できない場合、例えば国際出願などを行って権利化に時間を要して、受託研究期間内に特許が成立しないということが想定される場合などにおいて、そのような事態になりますと、受託期間が終了する段階では特許権が成立しておりませんので、特許権仮勘定のままであるために減価償却を行うことができず、収益化できない前受受託研究費が受託研究期間終了時に負債として残ってしまい、会計処理上不適切な状態となるという問題が生じるというものでございます。

なお、民間企業の場合は特許権が成立した段階で、研究開発費を処理するという処理とな

っております、このような問題が生じることはありません。

3枚目の参考資料には、今、申したような考え方を踏まえて貸借対照上どのようになるかのイメージを記載してございます。

受託研究期間内に特許権が成立した場合を3ページ目と4ページ目の上の図でイメージさせていただいております、4ページ目の下の2.のところに受託研究期間が終了した後に特許権が成立した場合の負債が残ってしまうという不適切な状態となり得る貸借対照表のイメージを示させていただいております。

このような問題を回避するために、どのような改訂を今回提案させていただくかにつきまして、2枚目の規程の新旧対照表を御覧ください。

右側（がわ）の改定案の2（5）②、ここを新たに今回追加したいと考えているものでございます。直接経費による権利化の後押しが困難な場合に、科学技術振興機構JSTが委託研究契約とは別に契約を締結して、出願に要する経費を支出できるようにするという内容でございます。

また、あわせて①についても、契約主体であるJSTと研究開発機関を明確に規定するという観点からの修文上の改定を行うこととしたいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○久間議員 それでは、ただいまのIMPACTに関する規程の改定について、御意見等がありましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、ご意見は、特にありませんでしたので、IMPACTに関する規程の改定について、推進会議で承認することとしたいと思います。

次に、議題2ですが、16名のPMに関しましては、研究開発プログラムの進捗に応じて、研究機関への資金配分変更及び研究開発機関の追加が随時生じておりますが、そのうちPMに係る機関につきましては、革新的研究開発推進プログラム運用基本方針取扱要領に基づいて、推進会議に承認を求めることとしております。

それでは、事務局よりPMによる研究開発機関の資金配分の変更及び研究開発機関の追加について報告してもらいます。

○福嶋参事官 御説明申し上げます。

議題2の関係資料といたしまして説明資料として資料2、また机上のみの配布資料といたしまして、その関係の説明資料1と補足説明資料2を配布させていただいております。

まず、資料2を御覧いただきたいと思います。1ページ目の冒頭に記載のとおりIMPACTでは、PMの研究開発プログラムに参画する研究機関の選定及び研究資金の配分につきましては、一義的にはPMの権限で行えることになっておりますが、PMと関係のある機関、又は国外の機関を選定する場合、あるいは選定済みのPMと関係のある機関への研究資金の配分を増額する場合は推進会議による承認が必要となっております。

今回、山海PMから、山海PMが代表取締役社長をされているサイバーダインに対する研究資金の配分変更申請が出されており、お諮りするものでございます。

また、資料2の1ページ目の下の方に、2.といたしまして、研究開発機関の追加、八木PMからの追加の申請も出されておりますが、これはPMと関係のある機関には該当いたしませんので、御確認していただくのみのものでございます。

1.の資金配分の変更についてでございますけれども、資料2の1ページ目の上の表にございますように、山海PMが今回CEOを務められているサイバーダインに対する配分を計画しているものでございまして、山海PMにおかれては重介護ゼロ社会を実現する革新的サイバニックシステムの研究開発に取り組んでおりますが、プログラムの進捗に伴いまして、新たに高感度で低ノイズなサイバニック生体電位信号検出インタフェースの研究開発に取り組むとともに、サイバニックインタフェースやデバイスを取得いたします生体電位信号など様々なデータと各種診療データを収集し、ビッグデータとして解析を行う、当初目標よりも大規模なサイバニックデータ解析システムを開発するため、現在、山海PMの研究開発プログラムに参画しているサイバーダインの研究資金の増額を計画しているものでございます。

本研究開発機関につきましては、昨年3月の推進会議におきましてプログラムへの参加を御承認していただいている経緯がございますが、その際山海PMが、PM、筑波大教授、サイバーダイン社CEOの3社を兼ねる立場となることから、利益相反マネジメントにしっかり取り組んでいただき、JSTにおいても適切に対応していただくということを御報告申し上げ、御承認していただいた経緯がございます。

今回の配分変更の額につきましては、1ページ目の下の表にございますが、現在当初計画の4億8,000万円に対しまして、11億円を増額いたしまして、15億8,000万

円に配分変更を計画しているものでございます。

この増額申請の内容につきまして、机上のみに配布させていただいております一番下にお配りしております机上配布資料2の方で補足的な説明をさせていただければと思います。

机上配布資料2を御覧いただければと思います。

2ページ目の表にございますが、微弱な生体電位信号を検出するサイバニック生体電位信号検出インタフェースの開発に2億5,000万円。また、サイバニックデータ解析システムについては、本プログラム内で得られる生体電位信号や医療データ等、様々なデータを解析し、重介護状態を回避する条件などの特定を行うサイバニックデータ解析システムの開発に8億5,000万円を配分する計画となっており、本研究機関はこれらの研究開発に必要な技術を要しているところでございます。

机上配布資料2の6ページ目を御覧いただきたいのですが、サイバニック生体電位信号検出インタフェースにつきましては、当初はアナログデジタル変換とCPUとブルートゥース一体型のデバイスを開発することを計画していたのですが、より微弱な生体電位信号を検出するために、二つのデバイスに分離して当該信号の取扱いに関して、技術的な蓄積を有する本研究機関において高感度で低ノイズのデバイスの開発に取り組む計画となっております。

また、おめくりいただきまして、8ページ目を御覧いただきたいのですが、サイバニックデータ解析システムにつきましては、研究開発の進捗等を踏まえまして、当初計画していたデータ収集及び管理システムを見直しまして、本プログラムで開発するデバイスなどで取得したデータや診療データ等の各種データをビッグデータとして解析いたしまして、重介護状態を回避するような条件を特定することが可能となるようなシステムを構築するという計画内容となっております、生体電位信号の特性等を熟知した本研究機関において、システム開発に取り組む計画となっているものでございます。

9ページ、10ページ目にはこのサイバニックデータ解析システムで取り扱うことを想定しているデータの種類、量、開発導入プロセスをお示しさせていただいております。

11ページ目を御覧いただきたいと思いますが、今回の配分の見直しについては、総額の範囲内でのプロジェクト間の配分の見直しにより行うものとなっております、左の欄が現行のプロジェクトごとの配分額になっておりまして、右側（がわ）が変更後のものになります、プロジェクト3のサイバニックデータ解析システムにつきましては、当初、こ

のプロジェクト3については、4億2,000万円を計上してございましたが、プロジェクト1及び2の見直しによりまして、4億3,000万円をプロジェクト3にプロジェクト1と2から持ってきて追加して、8億5,000万円に増額するとなっているものでございます。

また、資料12ページ、13ページにつきましては、先ほど御説明申し上げました以前の推進会議で御報告申し上げた山海PMの利益相反マネジメントに関する対応について記載しているものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○久間議員 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対して、御意見等がありましたら、お願いします。

○橋本議員 このルールに従った申請で、今回PMのCEOの会社に結局16億円ぐらいのお金が入るという話ですね。トータルで30数億程度だと思いますが、その半分がPMがCEOを務めるサイバーダインにこの時期に入るといことです。同社が追加されたのは1年前ですか。

○福嶋参事官 平成27年3月です。

○橋本議員 だから当初はなかったわけですね。

○福嶋参事官 経緯から申しますと、プログラムの承認時点では検討中ということで、いろいろ先ほど御説明申し上げた利益相反の関係……。

○橋本議員 分かりました。プログラムの採択時点では検討中で、その後追加になり、この時期に11億円の増額。トータルの半分の16億円もの金額がPMがCEOを務める会社に入るといのは、十分注意しないといけないと思います。これが悪いとかいいとか言っているわけではなく、本来のIMPACTの趣旨の中で、こういうことがあってはいけないという議論をしましたので、この状況には少し不安を感じます。

ここに書いている理由はそれなりに理由のとおりなのでしょうけれど、少し見方を変えると、1年程度でこのような大きい変更となり、しかも分配変更ですから、1年で大きく削れるような計画を1年前に立てていたのかという言い方もできるわけですね。

中身は分かりませんから、これに対して怪しいなどと言っているわけでは全くなくて、そういうふうと言われる可能性があるので、ここの会議で我々はそれに対する責任を持っているということだと思えます。

したがって、そういう意味では分かる人にもしっかり見てもらう必要があるし、我々の責務として簡単に「はい、そうですか」というわけにはいかないのではないかという気がします。

○小谷議員 全く同じ意見です。中身がどうこうということではなく、我々には説明責任があります。予算を移動する理由として、「他にはない技術がここにあるから」という1行で書かれていることが、どのようにして確認されているのかの資料もございません。正当な理由を我々が確認したというプロセスがないと、この変更に関しては説明がつきにくいのではないかと思います。

○福嶋参事官 今、御指摘を頂いた点につきまして、まず今回の研究開発の内容にサイバーダイイン社が取り組むことの妥当性につきまして、私ども事務局の方でも山海PMサイドといろいろやり取りをさせていただきました。

資料の説明の中では大分省略した説明を申し上げて恐縮ですが、インタフェースの研究開発につきましては、資料6ページのところで記載させていただいているような低ノイズで高感度な生体電位信号検出をするインタフェースを研究開発するということにつきましては、この生体電位信号の取扱いに経験を有し、このようなデバイスのこれまでの研究開発の実績も有しているサイバーダイインが今後の限られた研究開発期間の中でインタフェースの研究開発に取り組むことが妥当ではないかと判断しているところでございます。

また、サイバニックデータ解析システムにつきましては、10ページ目のところで、一連の開発システム構築のフローをお示しさせていただいておりますが、生体電位信号以外でプログラムで開発されているデバイスから様々なデータが収集可能となり、またそれ以外の診療データなどを取り込んでいろいろな解析を行うという際に、この生体電位信号の解析に際して、その取扱いに我が国で経験と知見を有しているサイバーダイイン社がこのようなシステム開発に関する技術者もいるという中では、今後の限られた研究開発期間の中で、このシステムの開発に取り組むということについては妥当ではないかと判断したところでございます。

橋本先生から御指摘がございましたとおり、正に今回、この増額を行うということについての説明責任ということが問われているところだと思っております。具体的にはサイバーダイイン社の経営に資するための利益誘導を行ってないかという疑念を抱かれることのないような適切な利益相反マネジメントを行うことが重要だと考えております。

具体的には、今後、私ども及びJ S Tがサイトビジットなどによりまして進捗管理を行って、研究計画に従って適切に研究開発が実施されて、又は研究開発費が適切に執行されていることを確認すること。また、必要に応じましてJ S Tの利益相反マネジメントの仕組みを活用いたしまして、弁護士その他外部有識者をアドバイザーとして助言を頂くなど適切な対応を図っていきたいと考えていることで、適切な進捗管理を行っていくことで対応できるのではないかと考えたところでございます。

○久間議員 利益誘導にあたるかどうかの判断は、弁護士などの専門家から、適切なアドバイスを頂くのが良いと思います。

○橋本議員 私もそう思います。正に我々の一番重要な責務ですね。この委員会はI m P A C TやS I Pの中身を理解するプロははっきり言えばそんなにいませんが、お金の使い方や運営方法に対して責任があると思います。「今後確認しながらやります」では、とても不安を覚えます。

外から指摘を受けたときに、しっかり議論をした結果我々はゴーサインを出しましたと言えるように、今の段階で専門家にちゃんと見ていただき、判断できるようなエビデンスがないとなかなか「うん」と言えないのではないのでしょうか。

○大西議員 説明を事前に受けたときに申し上げたのですが、特にプロジェクト3のところ、割とまとまった額、これが重介護状態を回避する条件という項目に充てられます。疾病との関係というのが出てくると思います。だから、医学関係者の専門家がきちんといるということが重要な要素になってくると思うのですが、これまで承知している限りではこのプロジェクト全体に医学関係者はコミットしてないように思います。ですから、特にその点が十分に達せられるのか、そこを重点的に調べておくということが大事なかなと思います。

○福嶋参事官 ただいま頂いた御指摘を踏まえまして、J S Tと取扱いについて至急検討いたしまして、改めてまた専門家による検証等について、具体的な対応についてまた検討した上で、御相談申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

○橋本議員 法律の専門家を含めて大丈夫だ、というエビデンスを出してもらわないと、我々では判断が付きません。

○原山議員 この山海さんのプロジェクト、スコープの問題もあると思います。当初、こういうことをしたいという計画が出てきていて、進展するにしたがって、こういう可能性もあ

るという形で広がっている。それはすごくいいことだし、I m P A C Tの趣旨でもあるんですけれども、どこまで我々がゴーサインを出すかという話だと思います。

今回の話も当初のところには余り細かいことが示されていなかったものが出てきているわけで、それがほかにこういうことをしてないから、この機関しかないと切り捨ててしまうと、何でもいいことになってしまって、説明にはならないです。

その辺のI m P A C Tとしてどこまでスコープを広げることにに対してアグリーするかというのが一つと、それから今おっしゃったように自分たちを守るというスタンスからこれを見ていただく両方が必要かなと思っております。

○久間議員 ビッグデータ処理は世の中の流れであり、第5期基本計画にあわせて研究開発課題や範囲を変えるのは悪いことではないし、山海PMの会社にノウハウがあるのも理解できます。

問題はやはり利益誘導、利益相反にあたらないかといったところです。ここをしっかりと押さえて判断することに尽きると思います。いかがでしょうか。

○橋本議員 そうじゃないですか。

○久間議員 その対応を早急に進めてもらえますか。

○福嶋参事官 分かりました。

ほかによろしいでしょうか。

○久間議員 それでは、ただいまの議論を踏まえまして、研究資金の配分については、利益誘導、利益相反にあたらないかといった点を、専門家に確認し助言を得てから、もう一度この場で御報告したいと思います。

どうもありがとうございました。

以上で、第25回革新的研究開発推進会議を終了させていただきます。

午後12時04分 閉会